

秋田市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月5日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団	秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料

3 指定年月日

令和8年3月2日

4 委託年月日

令和8年4月1日